

「人権侵害対処取組の情報開示等に関する法制度骨子」について

国民民主党

人権外交と経済安全保障に関する研究会

私たちは、「対話と協力と行動」という人権外交における基本的な考え方にに基づき、普遍的価値を共有している諸外国と連携した経済安全保障に取り組むべく、各国で法整備が進む「人権デューディリジェンス法」について検討を行いました。これは、サプライチェーンを透明化し、レピュテーションリスクから企業を守り、人権侵害に加担しないよう注意義務を定めるものです。

本骨子の特徴としては、罰則ではなく優良事業者の認定や公共調達における優遇措置等によるインセンティブを付与することで、企業が自律的に改善に努め市場メカニズムに基づき責任ある企業行動の実践を促すという点が挙げられます。

先行する欧州等では義務違反に対する罰則や実地調査、違反時の活動停止命令等が規定・検討されていますが、本骨子では、そこまでは踏み込まず、対象となる人権侵害の要件を一定程度規定し、大企業に人権侵害対処取組に関する報告書の作成と公表を義務付け、中小企業は努力義務とし、その記載事項等については、各企業に判断の余地を残しています。

併せて、各省庁及び地方公共団体についても所掌事務に係る人権侵害対処取組の状況の公表をそれぞれ義務・努力義務とし、公的主体も範を示す方向性を規定しています。

また、政府に対し、施行後3年を目処として、施行状況の検討とその結果に基づく必要な措置を義務付けることで、実態に合わせた法制度としていくことを志向しています。

国民民主党は、本骨子をもとに「ビジネスと人権」の理念を具体化すべくステークホルダーと対話をすすめ、行政や事業者に行動を促すためのファーストステップとして最適な法整備を今後も提案していきます。

人権侵害対処取組の情報開示等に関する法制度骨子

第一 目的

人権侵害対処取組が国際社会全体の関心事となっていること、事業者に対し投資その他の行為をするに当たって勘案する事項として近年人権侵害対処取組が重視されていること等の現状に鑑み、事業者による人権侵害対処取組に係る報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、人権侵害問題（児童労働、強制労働その他事業者がその事業活動に際して看過することができないと認める人権侵害が発生し、又は発生したと思われる事案をいう。以下同じ。）に配慮した事業活動を促進することを目的とすること。

第二 定義

この法律において「人権侵害対処取組」とは、国若しくは地方公共団体又は事業者（以下「事業者等」という。）が所掌事務を遂行し、又は事業活動を行うに当たって、当該事業者等、当該事業者等の関連会社、当該事業者等の契約の相手方その他当該事業者等が購入し又は供給する製品の製造、加工、流通若しくは販売又はサービスの提供に関わる事業者（以下「サプライチェーン等」という。）における人権侵害問題の発生を防止し、及びサプライチェーン等で人権侵害問題が発生した場合にこれに対処するための取組をいうこと。

第三 人権侵害対処取組の状況の公表等

一 国及び地方公共団体による人権侵害対処取組の状況の公表

1 国による公表の義務付け

各省各庁の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る人権侵害対処取組の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 地方公共団体による公表の努力義務

地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る人権侵害対処取組の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するように努めるものとする。

二 事業者による人権侵害対処取組の状況の公表

1 大企業者による公表の義務付け

常時雇用する労働者の数が 300 人を超える事業者は、毎事業年度、人権侵害対処取組に関する報告書を作成し、これを公表しなければならないこと。

2 中小企業者による公表の努力義務

(1) 常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業者は、人権侵害対処取組に関する報告書を作成し、これを公表するよう努めなければならないこと。

(2) 国は、(1)の事業者がその事業活動に係る人権侵害対処取組の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する

情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 人権侵害対処取組に関する報告書の記載事項

人権侵害対処取組に関する報告書においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 人権侵害対処取組の方針（特に配慮すべき人権侵害問題の範囲を含む。）
- ② 主要な事業内容、対象とする事業年度等
- ③ 人権侵害対処取組の実施に係るサプライチェーン等の範囲
- ④ 人権侵害対処取組の体制等
- ⑤ 人権侵害対処取組の状況等

三 取組の実施の状況が優良な事業者の認定

二の1又は2(1)による公表をした事業者からの申請に基づき、当該事業者について、人権侵害対処取組の実施の状況が優良であることの認定を行うための制度を創設すること。

四 認定を受けた企業の表示

三の認定を受けた事業者は、商品等に主務大臣の定める表示を付することができる。

第四 人権侵害対処取組を促進するための支援措置

一 国等からの受注機会の増大

- (1) 国は、人権侵害対処取組の促進に資するため、国及び公庫等の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、第三の三の認定を受けた事業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- (2) 地方公共団体は、(1)の施策に準じて、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

二 情報の収集、整理及び提供

国は、事業者による人権侵害対処取組に資するよう、国内外における人権侵害対処取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

第五 検討

- 一 政府は、この法律の施行後3年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 二 一の検討を行うに当たっては、事業者その他の関係者の意見を聴くものとする。